

M&Aを資金使途とする募集時の開示要請の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

令和5年2月8日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、令和3年4月21日から5月20日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、寄せられた提案を踏まえ、同年7月26日付けで「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表したところである。

今般、同検討計画に掲げる提案事項のうち、株券等の募集に係る資金の使途をM&Aとする場合における開示要請の見直しについて、「引受けに関するワーキング・グループ」及び「引受審査に関するワーキング・グループ」における検討を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

○ 「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「規則」という。）及びその細則（以下「細則」という。）の一部改正について

- (1) 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たり、調達する資金の使途がM&Aである場合には、次に掲げる事項の合理性を確認しなければならないものとする。

（規則第20条第2項、細則第12条第2項）

① 当該M&Aを予定している分野、規模及び時期その他細則で定める次の事項

- ・ 発行者の成長戦略における当該M&Aの位置付け
- ・ 当該M&Aの実施に係る発行者の体制及び対応状況
- ・ 当該M&Aが実現した場合の発行者への効果
- ・ 当該M&Aに係る発行者の資金繰り状況
- ・ その他主幹事会員が必要と認める事項

② 当該M&Aが実現されなかったときの代替使途の検討内容（代替使途を検討していない場合はその理由）

- (2) 調達する資金の使途がM&Aである場合において、主幹事会員が発行者に対して公表するよう要請することが求められている「原則として1年以内の資金充当の期限」を削除するとともに、「当該M&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途」の公表要請について、主幹事会員が当該M&Aの実現可能性が高いと判断した場合であって、かつ発行者が代替使途を検討していないときを除くこととする。

（規則第20条第3項）

- (3) 調達資金の使途の変更及びM&Aへの調達資金の充当があった場合における主幹事会員の発行者に対する公表要請に係る規定を削る。

（改正前規則第20条第5項、改正前細則第12条第2項及び第3項）

(4) その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会自主規制本部エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

令和 5 年 2 月 8 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請</p> <p>(資金使途の確認及び公表)</p> <p>第 20 条 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等について報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の使途等について、次の各号に掲げる事項を細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 調達資金の使途 設備投資、借入金返済、投融資等の項目別の具体的な内容、金額及び支払時期の表示</p> <p>2 調達資金による将来の発行者の収益への影響 具体的、かつ、可能な範囲内において計数的な表示（一定の前提を置いて表示する場合には、その旨明記する。）</p> <p>2 主幹事会員は、前項に規定する資金の使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、<u>次の各号に掲げる事項の合理性を確認しなければならない。</u></p> <p><u>1 当該M&Aを予定している分野、規模及び時期その他細則で定める事項</u></p> <p><u>2 当該M&Aが実現されなかったときの代替使途の検討内容（代替使途を検討していない場合はその理由）</u></p>	<p>第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請</p> <p>(資金使途の確認及び公表)</p> <p>第 20 条 (同 左)</p> <p>2 主幹事会員は、前項に規定する資金の使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、<u>当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について、当該M&Aを予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第1号に掲げる調達資金の使途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p><u>1 M&Aの実施に伴う将来の事業構想</u> <u>M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示</u></p> <p><u>2 資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途</u> 原則として1年以内の期限並びに代替使途の具体的な内容及び金額の表示</p>

新	旧
<p>3 <u>主幹事会員は、第1項に規定する資金の用途がM&Aである場合には、同項第1号に掲げる調達資金の用途の具体的な内容として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>1 <u>当該M&Aの実施に伴う将来の事業構想</u> <u>当該M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示</u></p> <p>2 <u>当該M&Aに資金が充当されなかった場合の代替用途（主幹事会員が当該M&Aの実現可能性が高いと判断した場合であって、かつ発行者が代替用途を検討していないときを除く。）</u> <u>代替用途の具体的な内容及び金額の表示</u></p> <p>4 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の用途状況について、<u>第1項及び第2項</u>に掲げる項目ごとに確認することとし、その用途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>5 (現行どおり) (削 る)</p> <p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 23 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、<u>第 20 条第 1 項及び第 3 項</u>、第 21 条並びに第 22 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(この規則の一部の適用除外) 第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の用途状況について、<u>前2項</u>に掲げる項目ごとに確認することとし、その用途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 <u>主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の用途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 23 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、<u>第 20 条第 1 項及び第 2 項</u>、第 21 条並びに第 22 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(この規則の一部の適用除外) 第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売</p>

新	旧
<p>出しの引受けについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 新規公開に際して行う株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第4項及び第5項並びに第22条</p> <p>2 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第4項及び第5項、第21条、第22条並びに第25条</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>7 コミットメント型ライツ・オフERINGに係る新株予約権証券又は新投資口予約権証券の募集 第21条から第23条(第20条第1項及び第3項に掲げる内容の有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)への記載に係る要請を除く。)まで</p> <p>8 (現行どおり)</p>	<p>出しの引受けについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 新規公開に際して行う株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条</p> <p>2 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条及び第25条</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>7 コミットメント型ライツ・オフERINGに係る新株予約権証券又は新投資口予約権証券の募集 第21条から第23条(第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)への記載に係る要請を除く。)まで</p> <p>8 (省 略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。</p>	

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則の一部改正について

令和 5 年 2 月 8 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(資金使途の確認及び公表の取扱い)</p> <p>第 12 条 規則第 20 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書（有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書）をもって当該発表資料とする。</p> <p>2 <u>規則第 20 条第 2 項第 1 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>1 <u>発行者の成長戦略における当該M&Aの位置付け</u></p> <p>2 <u>当該M&Aの実施に係る発行者の体制及び対応状況</u></p> <p>3 <u>当該M&Aが実現した場合の発行者への効果</u></p> <p>4 <u>当該M&Aに係る発行者の資金繰り状況</u></p> <p>5 <u>その他主幹事会員が必要と認める事項</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>	<p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 12 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>規則第 20 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があったときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の使途の変更及び規則第 20 条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>(海外発行についての準用) 第 16 条 規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、我が国の上場発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 3 項を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。</p>	<p>(海外発行についての準用) 第 16 条 規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、我が国の上場発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p>